

《本部・運営規定》

# P T A 規 約

- P T A 規 約
- 会 計 処 理 規 程
- 慶 弔 規 程
- 役員推薦委員會規程
- 個人情報取扱規則

# 横浜市立長津田第二小学校 P T A規約

## 第 1 章 名称

第 1 条 この会は、横浜市立長津田第二小学校保護者と教職員の会(P T A)といい、事務局を学校内におきます。

## 第 2 章 目的および活動

第 2 条 この会は、保護者と教職員が協力して家庭、学校、社会における児童の幸福な成長を助けることを目的とします。

第 3 条 この会は、前条の目的を達成させるため、次の活動を行います。

- (1) 児童の学習を助けるため、学校環境の整備と安全な校外生活を維持するための活動に協力する。
- (2) 児童の心身の健全な発達をはかるための活動を維持する。
- (3) 会員相互の親睦と理解、協調関係を深めるための活動を推進する。

## 第 3 章 活動方針

第 4 条 この会の活動は、次の方針をふまえて行います。

- (1) 学校教育に対する正しい理解にそった建設的な協力活動であること。
- (2) 児童の教育や福祉を目的とする他の団体および機関との提携をはかった活動であること。
- (3) 学校の管理および人事に干渉しない活動であること。
- (4) 特定の政党や宗教などにかたよらない公正な活動であること。

## 第 4 章 会 員

第 5 条 この会の会員は、長津田第二小学校に在籍する児童の保護者、および本校の学校長、教職員で構成されます。

第 6 条 この会の会員は、常に平等の権利と義務をもち、かつ実践します。

## 第 5 章 個人情報保護

第 7 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

## 第 6 章 経 理

第 8 条 この会の会計は、会費その他の収入によってまかなわれます。会計処理規定は別に定め、その他の収入については運営委員会の承認を得ます。

第 9 条 会費は、一世帯につき月額400円とし、8月を除く年11回徴収します。

第10条 経理の執行は、総会で議決された予算に基づいて行われ、決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得ます。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとします。

## 第 7 章 運営委員会

第12条 この会の運営が、会の目的および方針に即して円滑に効率よく行われるため、運営委員会を設けます。

第13条 運営委員会は、学校長・役員・学年学級委員会・広報委員会・文化委員会・校外委員会の各正副委員長・書記・会計で構成されます。ただし、協議事項により会長が必要と認めたときは、この限りではありません。

第14条 運営委員会は、次のことを行います。

- (1) 年間の活動計画およびそれともなう予算計画を立案し審議する。
- (2) 年間の活動状況および財政運営面の反省を計画的、総合的に行う。
- (3) 計画運営上の調整と推進をはかる。
- (4) 総会の議事運営に関する起案審議を行う。
- (5) 総会で議決された事項及び会員の要望事項に関する処理解決をはかる。
- (6) 諸規程の審議、決定を行う。
- (7) 欠員役員の補充をする。

第15条 運営委員会は、会長が招集し月一回を定例とするが、役員会の決定により、回数を増減できるものとする。

## 第 8 章 総 会

第16条 総会は、全会員によって構成され、定足数は、会員総数の3分の1以上(委任状を含む)の出席を必要とします。

第17条 定期総会と年度末総会は、次の内容を主な議案とする最高の決議機関です。

- (1) 定期総会は、毎年4月下旬から5月中旬までに開催し、その年度にかかわる活動報告と決算報告、および新年度事業計画と予算案の審議、承認に関すること。
- (2) 年度末総会は、毎年3月上旬から下旬までに開催し、会計監査委員と役員候補者選出および承認を議案とします。また、年度末総会の議案が本件以外にない場合は、全会員に対し候補者を書面送付にて公示、書面返信にて賛否を確認し選任することができます。この場合、会員の3分の1以上の返信によって成立します。この確認は推薦委員会および役員がおこない、書面送付にて報告します。

第18条 臨時総会の開催は、以下の通りとします。

- (1) 定例総会のほか、運営委員会が認めたとき又は全会員の3分の1以上の要求があったときに限り、前条(1)に掲げる事項を議題とする臨時総会を開催することができます。
- (2) 臨時総会における議決は、緊急を要し、総会の開催が困難と運営委員会が認める場合には、書面によって行うことができます。

第19条 総会の議長は、会員の中から選任され、議事は総会出席者の過半数の賛否によって決めます。

第20条 総会の招集は、会長が行います。

## 第 9 章 役員の構成と任務

第21条 この会に、次の役員をおきます。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名 (その年度の本部運営上、5名までとする事を認める。)
- (3) 書 紀 3名 (うち1名は教職員が担当します。)
- (4) 会 計 3名 (うち1名は教職員が担当します。)

第22条 役員は、第14条「運営委員会の任務」および第17条「総会の議事運営」にかかわる庶務的事項の処理、さらに財政等の管理、渉外関係事項の処理および各専門委員会活動の補佐を主要任務とし、役職別には次のとおりとします。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務の執行にあたる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは代行する。
- (3) 書記は、会の議事を収録し、庶務を処理する。
- (4) 会計は、金銭の出納業務を担当する。

第23条 役員は、第22条にかかわる事項を処理するにあたって、必要に応じて役員会を開催します。役員会は、会長が招集し、座長は会長が行います。

第24条 役員の任期は原則2年とします。ただし、継続して3年を超えない限りにおいて再任することができます。また残任期が1年の会員の場合は1年任期も可能とします。

役員に欠員が生じ補充された役員は前任者の残任期間とします。

第25条 この会に顧問をおきます。顧問は、学校長とPTA会長経験者とします。

第26条 役員の選出については、役員推薦委員会を設けます。

第27条 役員推薦委員会は、次のように構成されます。

- (1) 学年学級委員会から 5名
- (2) 教職員代表 2名

第28条 推薦委員会は、総会開催の10日前までに次年度の役員を推薦し、総会に報告、提案し承認を得ることとします。

第29条 推薦委員会の委員は、原則として役員の候補者にはなれません。

## 第 10 章 会計監査

第30条 この会の経理が適正に行われるため2名の監査委員をおきます。

第31条 会計監査は、前年度の専門委員会(会計)より2名選出し、総会に報告、提案し、承認を得ることとします。また、任期は1年とします。

第32条 会計監査委員は、その年度の経理状況を会計処理規程により監査し、その結果を総会に報告します。

## 第 11 章 専門委員会

第33条 専門委員会として次の委員会をおきます。

学年学級委員会、広報委員会、文化委員会、校外委員会と称します。ただし、運営委員会の決定によって、特別委員会をおくことができます。特別委員会は、任務を達成したときは解消します。

第34条 専門委員会の選出は以下の方法によるものとします。

- (1) 専門委員会のうち校外委員会以外の各専門委員会(学年学級、広報、文化)の委員については、各学級の保護者の互選により委員会ごとに各1名ずつ選出するものとします。校外委員会の委員の選出については第36条(4)によることとします。
- (2) 第21条に規定する役員に2年以上就任した者は、原則として校外委員会を除く各専門委員会(学年学級、広報、文化)の委員になれないものとします。
- (3) 通算3年間専門委員に就任した者は、原則として校外委員会を除く各専門委員会(学年学級、広報、文化)の委員になれないものとします。

第35条 各専門委員会は、学級PTAから選出されたそれぞれの委員の互選により委員長1名と副委員長1名、書記1名、会計1名を選出します。

第36条 専門委員会の主たる活動内容を次のように定めます。

- ① PTAおよび学校の計画と方針を推進するための活動を行う。学級担当との協力関係を推進し、各学級PTA活動の調和と連携をはかる。
- ② 各委員は、他の専門委員の協力によるPTA活動、児童の学習環境の整備を推進する。
- ③ 必要に応じて会員のPTAへの要望等を調査し、運営委員会に反映する調査活動を行う。
- ④ 家庭における保健衛生意識を高める活動を行う。学校、担任との協力関係を推進する。その他、会員の協力活動に関する活動を行う。
- ⑤ 市・区P連の活動に協力し、分科会主催を担当する際には文化委員会を中心に活動する。

(1) 学年学級委員会

- ① 児童・保護者と教職員相互の交流を図り、学級および学年を中心とした教育活動に協力する。
- ② 児童の心身の健全な発達を図るための活動に協力する。
- ③ 推薦委員として5名選出し、選出された委員はその任にあたる。

(2) 広報委員会

- ① PTAの活動を全会員に周知するための会報を発行する。
- ② イベント情報配付等で行事内容の周知を図る。
- ③ その他広報活動全般。

(3) 文化委員会

- ① 児童・保護者および教職員相互の交流を図る。
- ② 会員相互の教養を高めるための社会教育活動を行う。
- ③ 他の同様な目的をもつ団体と文化的交流を図る。

(4) 校外委員会

- ① 校外委員会は、各地区の校外委員をもって構成する。
- ② 校外委員会は、委員の互選によって正副地区長をきめ、校外委員の互選によって4役員を選出する。
- ③ 校外委員会は、児童の交通、遊歩の安全を期するための補導および校外環境の整備等に関する協力活動(「こども110番」等)の推進を図るとともに、スクールゾーン対策推進協議会等の関係団体に参加する。

第37条 P T Aに設置される各機関、本部は運営委員会の方針に基づいて計画し、運営します。

その際の司会、記録等は委員長、副委員長、書記によって行います。

第38条 総会を除くこの会の各会議は、構成員の2分の1以上の出席で成立します。(委任状を含む)

第39条 この会の規約は、総会出席者の過半数の賛成があったとき改正することができます。ただし、改正案は運営委員会を経て、総会開催日の1週間前までに全会員に周知させなければなりません。

第40条 次にかかげるこの会の規定は、運営委員会の議決によって定め、次の総会に報告し承認を得なければなりません。規程の効力は、運営委員会の議決により発するものとします。

- (1) 本部運営規程
- (2) 役員推薦委員会規程
- (3) 会計処理規程
- (4) 慶弔規程
- (5) 個人情報取扱規則

第41条 この会の規約は、1976年(昭和51年) 12月13日より実施される。

1982年(昭和57年)	5月 1日一部改正
1983年(昭和58年)	4月30日一部改正
1985年(昭和60年)	4月 7日一部改正
1987年(昭和62年)	4月18日一部改正
1988年(昭和63年)	4月16日一部改正
1989年(平成 元年)	4月15日一部改正
1997年(平成 9年)	4月19日一部改正
1998年(平成10年)	4月18日一部改正
2003年(平成15年)	4月21日一部改正
2004年(平成16年)	4月23日一部改正
2005年(平成17年)	4月22日一部改正
2005年(平成17年)	12月 6日一部改正
2008年(平成20年)	4月28日一部改正
2009年(平成21年)	4月27日一部改正
2010年(平成22年)	4月28日一部改正
2018年(平成30年)	2月15日一部改正
2019年(平成31年)	2月 6日一部改正

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 長津田第二小学校PTA(以下PTAという)の会計処理並びに適用についてはPTA細則第1条によりこの規程の定めるところによる。
- 第 2 条 PTA会員は、いつでも会長に対してPTA会計帳簿書類の閲覧を申し出ることができる。
- 第 3 条 帳簿、伝票、証書等、会計に関する書類は、期末決算承認後3ヵ年本部で保管しなければならない。
- 第 4 条 PTAの会計年度は、PTA会則第11条により毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 第 5 条 一般会計の各費目の流用および予算費の充当は、役員会の決議を経なければならない。

## 第 2 章 予算および決算

- 第 6 条 役員会は、前年度の予算、決算を参考に予算案を作成し、運営委員会の審議を経てPTA会則第14条により次期定期総会に提出する。
- 第 7 条 予算の追加、補正は運営委員会で行い、次の総会で承認を求めなければならない。
- 第 8 条 運営委員会は、総会の決定した予算に基づいて、その実行計画を定める。
- 第 9 条 会計は必要に応じ、一般会計についての報告を役員会および運営委員会に対して行わなければならない。
- 第10条 会計は、当該年度の決算報告書を作成し、監査の証書を添えて次期定期総会に報告しなければならない。

## 第 3 章 収入および支出

- 第11条 会計、会費の納付または、その他の収入を受けたときは、その内容を審査のうえ必要に応じ領収書を交付し、かつ、その控えを整理保管しなければならない。
- 第12条 会計は、経費の支出をするときは、その用途を審査し、支出すべき予算科目を決定のうえ、正当受領書を徴して支出する。ただし、特別の事情により徴することが困難なときは会長の支出承認を要するものとする。
- 第13条 会計は、専門委員会の経常経費について各専門委員会会計担当に事前に支出し、会計業務を委任することができる。この場合の事前支出は、おおむね1学期分をめぐとする。  
各専門委員会の会計処理は、この規程を準用するものとする。
- 第14条 PTAの金銭支出権限は、次の区分による。
- (1) 役員会の決定を要するもの。
    - ア) 1件 50,000円以上の支出
    - イ) すべての負債
  - (2) 会長の決定を要するもの。
    - 1件 10,000円以上 50,000円未満の支出
  - (3) 定例支出については、会計が決定することができる。
- 第15条 PTAの支出については、すべて会長名で行うものとする。

## 第 4 章 整理および現金保管

第16条 出納についての責任は、会計が負うものとする。

第17条 収入、支出の各証拠書類は、每期予算科目にしたがって整理しなければならない。

第18条 会計は次の帳簿を備え、かつ、一般収支を記録整理しなければならない。

- (1)現金出納簿
- (2)備品台帳簿
- (3)予算、決算整理簿
- (4)図書台帳
- (5)その他必要書類

第19条 備品台帳に記載する備品は、1件 3,000円以上のものとする。

第20条 P T Aの現金は、必要最小限を除き確実な金融機関に預金し、有価証券とともに会計が保管する。

第21条 会員の会費納入および預金は『きらぼし銀行(旧八千代銀行) 長津田支店』をP T Aの指定金融機関とする。

第22条 一般会計期末残高は、基金会計に繰り越すこともできるが、次年度一般会計に繰り越すこともできる。

## 第 5 章 特別会計

第23条 特別の事業を行うために、特別会計を設けることができる。

第24条 特別会計の収入は、基金会計よりの支出と事業収入による。

第25条 特別会計を閉鎖したときは、その余剰金を基金会計に繰り入れるものとする。

第26条 特別会計の収支決算は、運営委員会に報告し、次の総会で承認を得なければならない。

## 第 6 章 基金会計

第27条 基金会計は、P T Aの特別活動および、教育環境の充実に資するために設ける。

第28条 基金会計の収入は、一般会計の期末残高および事業活動等による特別会計の剰余金および寄付金をあて、その支出は運営委員会の承認を必要とする。

第29条 基金会計の収支決算については、総会の承認を得なければならない。

## 第 7 章 会計監査

第30条 会計は、次の事項について、定期総会開催前に会計監査の監査を受けなければならない。

- (1)会費その他の収入状況
- (2)予算執行の適否
- (3)財産、備品管理の適否
- (4)預金および現金の確認
- (5)その他会計事務処理に関する事項

第31条 第30条の規程のほかに、中間監査をしなければならない。中間監査は、毎学期末とし、各専門委員会の会計についても実施する。

第32条 中間監査は、会計・各専門委員会・会計監査で実施する。定期総会前の会計監査は、会長・副会長・会計・会計監査で実施する。

第33条 会計は、第30条の会計監査の結果を役員会に報告するものとする。



## 第 8 章 会計引き継ぎ

第34条 会計の引き継ぎ書を作成し、これを行わなければならない。

第35条 次の場合には、必ず会計引き継ぎ書を作成し、引き継ぎを行わなければならない。

(1)役員会が交代するとき。

(2)会長・副会長・会計のいずれかが交代するとき。

第36条 会計引き継ぎの際は、会計監査立会いのもとに行う。

第37条 会計の引き継ぎは、会長・副会長・会計および会計監査が確認し、捺印、保存しなければならない。

### 《 附 則 》

第38条 P T Aの会計は、一般会計・特別会計・基金会計の3会計とする。

第39条 この規程は、運営委員会の決議を経なければ改廃することができない。

第40条 運営委員会で決議した規程は、次の総会で承認を受けなければならない。

第41条 この規約は、1981年(昭和56年) 4月 1日より執行する。

1986年(昭和61年) 4月26日一部改正

1987年(昭和62年) 4月18日一部改正

## 横浜市立長津田第二小学校PTA 慶弔規程

第 1 条 この規程は、本校PTA規約第40条の規程により定める。

第 2 条 本校PTA会員および児童の慶弔については、この規程によることとする。

第 3 条 慶弔による規程は、会員(父母)・教職員・児童とし、第4条、第5条、第6条のとおりとする。

第 4 条 会員(父母)の場合

(1)本会の構成は、規約第4章 第5条により、会員とは父母であり、この規程も父母を対象とする。

(2)会員死亡に際しては、花輪1基と10,000円を贈り弔意を表す。

(3)役員・委員の実父母および同居する義父母の死亡に際しては、花輪1基と5,000円を贈り弔意を表す。

(4)会員の罹災(火災・水害等の災害)の場合は、状況により役員会の協議により、見舞金を贈ることができる。

第 5 条 教職員の場合

(1)教職員の転任に際しては、花束を贈り謝意を表す。

(2)教職員の結婚に際しては、10,000円を贈りお祝いとする。

(3)PTAの発展に寄与された教職員には、役員会の協議により特別功労金を贈ることができる。

(4)教職員の死亡に際しては、花輪1基と10,000円を贈り弔意を表す。

(5)教職員の配偶者の死亡に際しては、花輪1基と10,000円を贈り弔意を表す。

(6)教職員の実父母、同居する義父母、子ども(本校児童以外)の死亡に際しては、花輪1基と5,000円を贈り弔意を表す。

(7)教職員が病気、事故のため15日以上入院加療した場合は、5,000円の見舞金を贈る。

(8)教職員の罹災(火災・水害等の災害)の場合は、状況により役員会の協議により、見舞金を贈ることができる。

(9)会員でない教職員については、この規程を準用し、役員会でその都度協議し決定する。

第 6 条 児童の場合

(1)児童の死亡に際しては、花輪1基と10,000円を贈り弔意を表す。

(2)児童の入学、卒業に際しては、祝品を贈る。

第 7 条 その他の特別な場合は、役員会で協議し決定する。

第 8 条 役員会で協議決定した事項は、運営委員会に報告し承認を受けることとする。

第 9 条 弔慰金、見舞金、花輪は、PTA名で贈り、返礼は一切受け取らないこととする。

第10条 この規程は、運営委員会の議決を経なければ、改廃することはできない。

第11条 運営委員会で議決した規程は、次の総会で承認されなければならない。

第12条 この規程は、1982年(昭和57年) 4月 1日より執行する。

1989年(平成 元年) 4月 15日一部改正

1998年(平成10年) 4月 18日一部改正

2010年(平成22年) 4月 28日一部改正

横浜市立長津田第二小学校 役員推薦委員会規程

- 第 1 条 この規程は、PTA規約第40条によって定めます。
- 第 2 条 役員推薦のための委員会(役員推薦委員会)は、毎年度、会長が招集し発足させます。
- 第 3 条 役員推薦委員会の構成は、規約に基づき次のとおりとします。
- (1) 学年学級委員会から 5名
  - (2) 教職員代表 2名
- 第 4 条 この委員会の正副委員長は、委員の互選により選出します。正副委員長は、委員長 1 名、副委員長 2 名(うち 1 名は教職員代表)
- 第 5 条 この委員会が推薦する役員は、次のとおりとします。
- 会 長 1 名
  - 副 会 長 3 名(その年度の本部運営上、5 名までとすることを認める。)
  - 書 記 3 名(うち 1 名は教職員)
  - 会 計 3 名(うち 1 名は教職員)
- 第 6 条 役員推薦の方法は、次のとおりとします。
- (1) 全会員を対象として、無記名による役員候補予定者の推薦
  - (2) 学校からの役員候補予定者の推薦
  - (3) この委員会独自の役員候補予定者の推薦
- 第 7 条 委員会は役員候補者について協議し、候補者の順位を決め候補予定者と協議します。
- 第 8 条 前条の協議により、候補予定者が候補となることを承認したのち、委員会はすべての役職の候補者を決定します。この決定は、総会開催の 10 日前までに行わなければなりません。
- 第 9 条 委員会は、決定した役員候補を総会に報告し、承認を得なければなりません。
- 第 10 条 推薦委員会の委員は、原則として役員の候補となることはできません。
- 第 11 条 委員会は、推薦した次年度役員が、総会において承認されたとき、自動的に解散することとします。
- 第 12 条 この規程は、運営委員会で決定し、総会で報告します。
- 第 13 条 この規程の改廃は、運営委員会で決定し、総会で報告します。
- 第 14 条 この規程は、1982年(昭和57年) 4月 1日より施行する。
- 1989年(平成 元年) 4月 15日一部改正
  - 1995年(平成 7年) 4月 15日一部改正
  - 1997年(平成 9年) 4月 19日一部改正
  - 2003年(平成15年) 4月 21日一部改正
  - 2004年(平成16年) 4月 21日一部改正
  - 2005年(平成17年) 12月 6日一部改正
  - 2009年(平成21年) 4月 27日一部改正
  - 2018年(平成30年) 2月 15日一部改正

## 横浜市立長津田第二小学校PTA 個人情報取扱規則

### (目的)

第 1 条 長津田第二小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

### (責務)

第 2 条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (管理者)

第 3 条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

### (取扱者)

第 4 条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA本部役員、各専門委員とする。

### (秘密保持義務)

第 5 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (収集方法)

第 6 条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

### (利用)

第 7 条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1)各専門委員を選出するために、PTA委員カードを作成。
- (2)委員同士の連絡のため、本部役員及び各専門委員会の名簿を作成するため。
- (3)新一年生・転出入生を把握し、登校班を編成するために、登校班名簿を作成。
- (4)「こども110番の家」保険加入のため、緑区PTA連絡協議会及び緑警察署に提出。
- (5)本部役員候補者を選出するため。

### (利用目的による制限)

第 8 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### (管理)

第 9 条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。  
不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

### (保管及び持ち出し等)

第 10 条 個人情報データベースはキャビネットに保管し、キャビネットには鍵をかける。鍵は学校で管理する。  
個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第 11 条 個人情報には次にあげられる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 12 条 個人情報を第三者(第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 13 条 第三者(第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第 14 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 15 条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第 16 条 本会は、PTA 役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 17 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 18 条 本会の「横浜市立長津田第二小学校 P T A 個人情報取扱規則」は、必要に応じて運営委員会にて見直しを行うものとする。

第 19 条 この規程は、2018 年(平成 30 年)2 月 15 日より施行する。